

私が法律文化社から三冊目の著書『刑事事実認定の理想と現実』を上梓したのは二〇〇九年八月のことである。当時、私は、四六年連れ添った妻を亡くした直後で、まさに「茫然自失」の状態にあった。当時の心境は、同書の「あとがき」に正直に記載されている。

それからすでに五年近い歳月が流れ去った。そして、私の立場にも大きな変動があった。私は、二〇〇四年から八年間勤務した法政大学法科大学院を二〇一二年三月に退職し、新たに弁護士として再出発したのである。旧知の佐藤博史弁護士が、私を温かく迎えてくれた。現在私は、七五歳の年齢を忘れて、全国各地の冤罪事件の支援などに奔走している。

そのような折も折、私は、法律文化社から、四冊目の著書出版の意向を打診された。同社の田靡純子社長によると、今回は、前三冊とは異なり、法曹だけではなく一般国民向けの平易な啓蒙書にしたいということであった。

裁判員制度の発足からすでに四年、これまでプロだけに任されていた刑事裁判に国民が関与するのが当然の時代になつた。しかしながら、はたして、国民全體が司法の果たすべき機能・役割の重要性をどこまで正確に理解しているかについては、疑問の余地がないではない。そのような状況に照らすと、この企画はまことに時機を得たものと思われた。私は、このお申し出を即座に承諾した。

本書は、以上のような経過で世に出ることになったものである。

なお、本書に収録した各論考や講演は、いずれも二〇一二年前後に発表したものである。それらがどういう経過で発表されたものであるかは、各論考等の冒頭に簡単に記載することとし、通常の書物にある「初出一覧」を省略させていただいた。このような形のほうが、読者に私の気持ちをよりよく理解してもらえると考えたからである。

また、文中でふれた主な事件については、巻末の「事件の概説」で簡単な説明を試みた。事件のなかには、その後の進行により、本文と異なる状況に至つたものもあるので、この点も適宜参照していただきたい。

私自身は、配偶者を喪失した悲しみを乗り越え、心身共に何とか立ち直ることができた。そして、新たな立場で仕事をするため、毎日喜々として事務所に通つてゐる。同じ事務所の隣席には、刑事弁護士としてわが国随一の手腕と実績を誇る、令名高い佐藤博史氏が座つており、次々に新たな刺激を与えてくれる。まことにありがたいことである。

幸いにして、現在は健康に恵まれ毎日の通勤はもとより遠隔地への出張も意に介するとななく、充実した生活を送ることができている。このような状態をいつまで持続できるかは、神ならぬ身の判断しかねることであるが、健康の許す限り、今後も冤罪防止・救済のため、一身を捧げる覚悟でいる。

本書が、刑事裁判に対する国民の理解を深めるうえでいささかでも寄与できれば、これ以上の幸せはない。